

☆相続手続き

令和7年度

手 続 きの 代 理 ・ 書 類 の 作 成 等	業務内容	金額
	<p>不動産の相続手続きをサポート</p> <p>①固定資産の課税評価格が合計5,000,000円未満のとき 相続件数が5件未満</p> <p>②固定資産の課税評価格が合計5,000,000円以上のとき 相続件数が5件以上</p>	<p>不動産の価格(課税価格) $\times 1\%$ (注1、注2、注3)</p> <p>$\times 2\%$ (注1、注2、注3)</p>

注1 上記の金額に消費税額が加算されます。

注2 上記の金額の他、次の経費(別紙内訳)が必要となります。
書類交付手数料、書類郵送費(実費)

注3 ①、②によらない場合は、別紙内訳の計算によります。

※別紙内訳

☆相続手続き

令和7年度

①被相続人及び相続人調査

(消費税込み)

戸籍謄本(除籍謄本)・戸籍の附票・住民(除)票	各 1 通当たり	3,300円※印1 + 実費(交付手数料)
特に遠隔地のとき 官公署への出張交通費(ガソリン代)	日出町～〇〇市〇〇km×2、〇時間 R〇年県平均単価/L(時価)、1L=17Km	時価/L×◎Km/17
書類郵送費	各官公署宛	封筒郵便切手110円 +簡易書留350円 又は レターパックライト430円

印1：大分県内市町村及び県外市町村

②相続財産調査

(消費税込み)

名寄帳・登記事項証明書(要約書)・地図・残高証明書	各 1 通当たり	3,300円※印2 + 実費(交付手数料)
特に遠隔地のとき 官公署への出張交通費(ガソリン代)	日出町～〇〇市〇〇km×2、〇時間 R〇年県平均単価/L(時価)、1L=17Km	時価/L×◎Km/17
書類郵送費	各官公署宛	封筒郵便切手110円 +簡易書留350円 又は レターパックライト430円

印2：大分県内市町村及び県外市町村

③遺産分割協議

(消費税込み)

財産目録の作成	各1通 (特に複雑・多数の財産の場合)	5, 500円
法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出	親子間の相続の場合	11, 000円
	兄弟姉妹間の相続の場合、代襲相続・数次相続が発生している場合、不動産登記及び預貯金の払戻しに利用する場合	22, 000円
遺産分割協議書(証明書)の原案作成等	各1通	22, 000円 ※印3
	※印3 高難度な場合	33, 000円
遠隔地等の相続人との連絡調整	相続人1人の場合	5, 500円 ※印4
	相続人2人以上の場合	11, 000円 ※印4
	※印4 高難度な場合	22, 000円
書類郵送費	各相続人宛	封筒郵便切手110円 +簡易書留350円 又は レターパックライト430円

※印3:遺産の分配も決まっていて遺産分割協議書の原案作成だけのとき

※印4:遠隔地等の相続人に遺産分割協議書に署名押印をお願いするとき

④相続登記

(消費税込み)

固定資産評価証明書	各1通 (遺産分割の方法による)	3, 300円※印5 + 実費(交付手数料)
特に遠隔地のとき 官公署への出張交通費(ガソリン代)	日出町～○○市○○km×2、○時間 R○年県平均単価/L(時価)、1L=17Km	時価/L×○Km/17
書類郵送費	各官公署宛	封筒郵便切手110円 +簡易書留350円 又は レターパックライト430円
不動産の名義変更	1申請 (遺産分割の方法による)	提携の司法書士の 見積り

印5 : 大分県内市町村及び県外市町村

⑤農地・森林届出

(消費税込み)

農地法第3条の3第1項の規定による届出書	各1通	<u>3, 300円※印6</u>
森林の土地の所有者届出書	各1通	<u>3, 300円※印7</u>
特に遠隔地のとき 官公署への出張交通費(ガソリン代)	日出町～○○市○○km×2、○時間 R○年県平均単価/L(時価)、1L=15Km	時価/L×○Km/15
書類郵送費	各官公署宛	封筒郵便切手110円 +簡易書留350円 又は レターパックライト430円

印6, 7 : 大分県内市町村及び県外市町村